

006GcJ#1

265027

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】



【提出書類】

変更報告書No.4

【根拠条文】

法第27条の25第1項

【提出先】

関東財務局長



弁護士 内藤加代子



【氏名又は名称】

同 高子 賢



同 宇留賀俊介

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング 2階
弁護士法人 大江橋法律事務所

【住所又は本店所在地】

平成18年1月4日

【報告義務発生日】

平成18年2月10日

【提出日】

2

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

連名

【提出形態】

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	マークテック株式会社
会社コード	4954
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック
本店所在地	東京都大田区大森西四丁目17番35号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ザ・エスエフピー・バリュー・リアライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド (The SFP Value Realization Master Fund Ltd.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309GT エム・アンド・シー・コーポレート・サービスズ・リミテッド内
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成15年8月6日
代表者氏名	リヤム・ジョーンズ スティーブン・ウィルダースピン グレゴリー・マッケンタイヤー デイビッド・バラン 柴田一彦
代表者役職	取締役
事業内容	有価証券投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング'2階 弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 内藤加代子
電話番号	03(5224)5566 (代)

(2)【保有目的】

長期保有を目的とした投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	483,000		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 483,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 483,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成18年 1月 4日現在)	S 5,252,664
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S) × 100)	9.20
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	8.40

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年11月11日	株券	1,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	467,315
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	467,315

②【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ジー・エーエス（ケイマン）リミテッド (G.A.S (CAYMAN) LIMITED)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、私書箱1043GT ドクター・ロイズ・ドライブ69、カレドニアン・ハウス
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成13年10月16日
代表者氏名	ラルフ・ウッドフォード デイビッド・ウォーカー ドナル・オブライエン
代表者役職	取締役
事業内容	信託業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング 2階 弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 内藤加代子
電話番号	03(5224)5566 (代)

(2) 【保有目的】

信託財産における運用資産としての保有

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）			1,000
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カーボードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M	N	O 1,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 1000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成18年 1月 4日現在)	S 5,252,664
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S) × 100)	0.02
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	—

(4) 【当該株券等の発行者による発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年1月4日	株券	1,000	取得	-

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	1,510
上記 (V) の内訳	信託財産
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,510

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ザ・エスエフピー・バリュー・リアライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド (The SFP Value Realization Master Fund Ltd.)
(2) ジーエーエス (ケイマン) リミテッド (G.A.S (CAYMAN) LIMITED)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	483,000		1,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 483,000	N	O 1,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 484,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年1月4日現在)	S 5,252,664
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	9.21
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	8.40

復代理委任状

私は、ザ・エスエフピー・バリュー・アライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド（ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱 309GT、エム・アンド・シー・コーポレート・サービス・リミテッド内）から委任を受けた下記の事項について、日本国東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 1 号岸本ビルディング 2 階に事務所を有する弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士である宇留賀俊介氏を復代理人として選任します。

1. 日本国東京都大田区大森西四丁目 17 番 35 号に本店を有するマークテック株式会社の発行の株式について、日本国証券取引法第 27 条の 23 に基づく株券等の大量保有報告書及び第 27 条の 25 に基づく変更報告書を作成し、これに署名し、日本国の内閣総理大臣、金融庁長官及び財務省関東財務局長へ提出すること。
2. 上記 1 の履行に必要な又は付随するその他全ての行為を行うこと。

上記の証として、2006 年 2 月 10 日、本復代理委任状に適法に署名した。

内藤加代子 

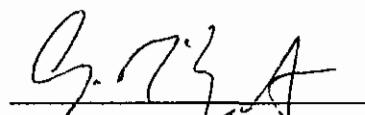
東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 1 号岸本ビルディング 2 階
弁護士 内藤 加代子

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that we, The SFP Value Realization Master Fund Ltd. (the "Company"), a corporation organized and existing under the laws of Cayman and having its head office located at M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, designate and appoint Ms. Kayoko Naito and Mr. Ken Takako, attorneys-at-law of the law firm of Oh-Ebashi LPC & Partners with its office at 2nd Floor, Kishimoto Building 2-2-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its true and lawful agents, with full power of substitution and revocation, to represent and act severally but not jointly for and in the name, place and stead of the Company in Japan for the following purposes:

1. To prepare, execute and file the amended report(s) required under Section 27-25 of the Securities Exchange Law of Japan regarding the securities issued by Marktec Corp, a corporation organized and existing under the laws of Japan and having its head office located at 4-17-35 Ohmori-Nishi, Ohta-ku, Tokyo, 143-0015, Japan to the Prime Minister, the Commissioner of the Financial Services Agency and the Director of Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan; and
2. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has duly executed this Power of Attorney on September 26th, 2005.



Gregory McEntyre

Director

The SFP Value Realization Master Fund Ltd.

(訳文)

委任状

ケイマン法により設立され存続し、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱 309GT、エム・アンド・シー・コーポレート・サービス・リミテッド内に主たる事務所を有する当社、ザ・エスエフピー・バリュー・アライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド（以下「当社」という）は、ここに、日本国東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 1 号岸本ビルディング 2 階に事務所を有する弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士である内藤加代子氏及び高子賢氏に対して、日本国において当社のために、当社の名に於いて、当社に代わり、以下の目的で単独で代理行為を行う権限、並びに復代理人を選任及び解任する権限を授権し、委任するものとする。

1. 日本法に基づき設立され存続し、東京都大田区大森西 4 丁目 17 番 35 号に本店を有するマークテック株式会社発行の株式につき、日本国証券取引法第 27 条の 25 に基づく変更報告書を作成し、これに署名し、日本国の内閣総理大臣、金融庁長官及び財務省関東財務局長へ提出すること。
2. 本委任状において授権された上記権限の履行に必要又は付隨するその他全ての行為を行うこと。

上記の証として、当社は 2005 年 9 月 26 日、本委任状に適法に署名した。

ザ・エスエフピー・バリュー・アライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド
取締役
グレゴリー・マッケンタイヤー

上記正訳しました。

弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士 高子 賢



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that we, G.A.S (CAYMAN) LIMITED (the "Company"), a corporation organized and existing under the laws of Cayman and having its head office located at Caledonian House, 69 Dr. Roy's Drive, P.O. Box 1043GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, as a trustee of The SFP Value Realization Trust (For Qualified Institutional Investors Only) designate and appoint Ms. Kayoko Naito, Mr. Ken Takako and Mr. Shunsuke Uruga, attorneys-at-law of the law firm of Oh-Ebashi LPC & Partners with its office at Kishimoto Building 2F, 2-1, Marunouchi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005, Japan as its true and lawful agents, with full power of substitution and revocation, to represent and act severally but not jointly for and in the name, place and stead of the Company in Japan for the following purposes:

1. To prepare, execute and file the report(s) on the significant holding of securities, etc. required under Section 27-23 and the amended report(s) required under Section 27-25 of the Securities Exchange Law of Japan to the Prime Minister, the Commissioner of the Financial Services Agency and the Director of Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan; and
2. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has duly executed this Power of Attorney on 1 February, 2006.

On behalf of The SFP Value Realization Trust
(For Qualified Institutional Investors Only)



Donal O'Brien
Director
G.A.S (CAYMAN) LIMITED

(訳文)

委任状

ケイマン法により設立され存続し、ザ・エスエフピー・バリュー・リアライゼーション・トラスト（適格機関投資家向）の受託者としてケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、私書箱 1043GT、ドクター・ロイズ・ドライブ 69、カレドニアン・ハウス内に主たる事務所を有する当社、ジーエーエス（ケイマン）リミテッド（以下「当社」という）は、ここに、日本国東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 1 号岸本ビルディング 2 階に事務所を有する弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士である内藤加代子氏及び高子賢氏に対して、日本国において当社のために、当社の名に於いて、当社に代わり、以下の目的で単独で代理行為を行う権限、並びに復代理人を選任及び解任する権限を授權し、委任するものとする。

1. 日本国証券取引法第 27 条の 23 に基づく大量保有報告書及び第 27 条の 25 に基づく変更報告書を作成し、これに署名し、日本国の内閣総理大臣、金融庁長官及び財務省関東財務局長へ提出すること。
2. 本委任状において授權された上記権限の履行に必要又は付隨するその他全ての行為を行うこと。

上記の証として、当社は 2006 年 2 月 1 日、本委任状に適法に署名した。

ザ・エスエフピー・バリュー・リアライゼーション・
トラスト（適格機関投資家向け）のために

ドナル・オブライエン
取締役
ジーエーエス（ケイマン）リミテッド

上記正訳しました。

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 高子 賢子

